

■ ご利用代金明細に関する特約を廃止する規定

ご利用代金明細に関する特約は、廃止します。

附 則

(実施期日)

1 この規定は、2024年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この規定の実施の際、現にご利用代金明細に関する特約により明細の通知を受ける請求がある場合は、かかる請求については、なお同特約により取り扱うものとします。